

橋本市告示第182号

公示送達書

下記の送達する書類について送達を受けるべき者に送達できないので、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。

なお、送達する書類は橋本市総務部税務課で保管し、送達を受けるべき者からの申出により交付します。

交付を受けない場合、送達する書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和8年9月8日

橋本市長 平木 哲朗

記

送達を受けるべき者				送達する書類名
住 所	橋本市野650番地の5 サンメゾン橋本9103	氏 名	黒木 善彦	配当計算書(謄本)橋税第4981号 配当計算書(謄本)橋税第428号 配当計算書(謄本)橋税第1417号
住 所	大阪府貝塚市半田4丁目1番12-303号	氏 名	内原 博之	滞納処分停止通知書 橋税第3689号 令和8年度軽自動車税督促状
住 所	大阪府大阪市都島区東野田町4丁目12番21 203号	氏 名	佐々木 康仁	差押調書(謄本)橋税第4871号 配当計算書橋税第3094号
住 所	埼玉県春日部市上蛭田148番地23	氏 名	山本 優	差押調書(謄本)橋税第5300号 配当計算書 橋税第5434号
住 所	橋本市隅田町下兵庫1001番地の4	氏 名	株式会社 ミタカ	差押通知書(謄本)橋税第1356号